

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案

(閣法第一六号)(衆議院送付) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、義務教育費国庫負担金の国庫負担率引下げ等

公立義務教育諸学校の教職員の給与等に係る国庫負担率を二分の一から三分の一に改めるとともに、公立養護学校整備特別措置法を廃止し、公立養護学校の小学部及び中学部の教職員の給与等に係る国庫負担制度を義務教育費国庫負担法に統合すること。

二、市町村費負担教職員任用事業の全国化

構造改革特別区域において実施されている市町村費負担教職員任用事業を全国化するため、市町村立学校職員給与負担法における県費負担教職員の対象を義務教育諸学校標準法等に基づき都道府県が定める職員定数により配置される職員とすること。

三、公立義務教育諸学校等の施設の整備に関する交付金制度の創設等

文部科学大臣は、公立義務教育諸学校等の施設整備基本方針及び同基本方針に基づく改築等事業について定めた施設整備基本計画を作成し、地方公共団体は、同基本計画に即した施設整備計画を作成するとともに、国は、施設整備計画に対し、予算の範囲内で交付金を交付することができる制度を創設すること。

また、義務教育諸学校施設費国庫負担法に、公立養護学校整備特別措置法による公立養護学校の小学部及び中学部の新增築に係る国庫負担制度を統合するとともに、法律名を「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に改めること。

四、交付金制度の創設等に伴う措置

交付金制度の創設及び国庫補助負担金改革による税源移譲に伴い、産業教育振興法等の補助対象に関する規定の一部を削除するとともに、交付金化後も従前の補助率を下回らないこととする規定を設けること。

また、定時制・通信制高等学校施設整備に係る補助金の税源移譲に伴い、公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法を廃止すること。

五、施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。